

Q. 収入印紙を貼ることを忘れてしまった場合には、どのような取扱いになりますか？



A. 印紙不納付や印紙不消印の場合には、過怠税というペナルティがつきます。過怠税の金額は下記のとおりです。

- ・不納付の場合 … その税額の3倍（不納付額+その2倍相当額）
- ・不消印の場合 … その税額相当額

なお課税文書の作成者が過怠税の決定があるべきことを予知せず不納付の申出をした場合（「印紙税不納付事実申出書」を所轄税務署長に提出します）の過怠税は、不納付額の1.1倍に軽減されます。

またこの過怠税は、法人税の計算上損金に算入することはできません。

印紙税は、様々な取引の中で作成される文書のうち一定のもの（課税文書）を作成した場合に課される税金です。

課税文書とは次の3つの全てに該当する文書をいいます。

- ・課税物件表に掲げられている20種類の文書により証明されるべき事項（課税事項）が、記載されていること
- ・当事者の間において課税事項を証明する目的で作成された文書であること
- ・非課税文書ではないこと

具体的には、不動産売買契約書、工事請負契約書、ローン借用書、売買代金の領収証などがあります。

○ 消費税額等は記載金額に含まれるのでしょうか？

消費税及び地方消費税の金額が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることによりその取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税等の金額は領収証等に記載された受取金額に含めないこととされています。

○ 収入印紙を貼らなかった場合、文書の効力に影響はありますか？

収入印紙を貼らなかった場合には、もちろん印紙税法上の違反にはなりますが、その文書の効力そのものには何ら影響を与えません。

○ 収入印紙を多く貼ってしまった場合、どのようにしたらよいのでしょうか。

印紙税のかからない文書に収入印紙を貼ってしまったり、印紙税として定められた金額以上の収入印紙を貼ってしまったりした場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を所轄税務署長に提出し、その還付を受けることができます。

なお、収入印紙は国の各種手数料の納付などにも使用されますが、これらの納付のために誤って収入印紙をはった場合などは、還付の対象とはなりません。